

いじめ防止基本方針 壱岐市立勝本中学校

1 壱岐市の基本方針

市の基本方針は、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事件への対応等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

2 学校教育目標

豊かな心と向学心を持ち、夢に向かって主体的に生きる生徒の育成

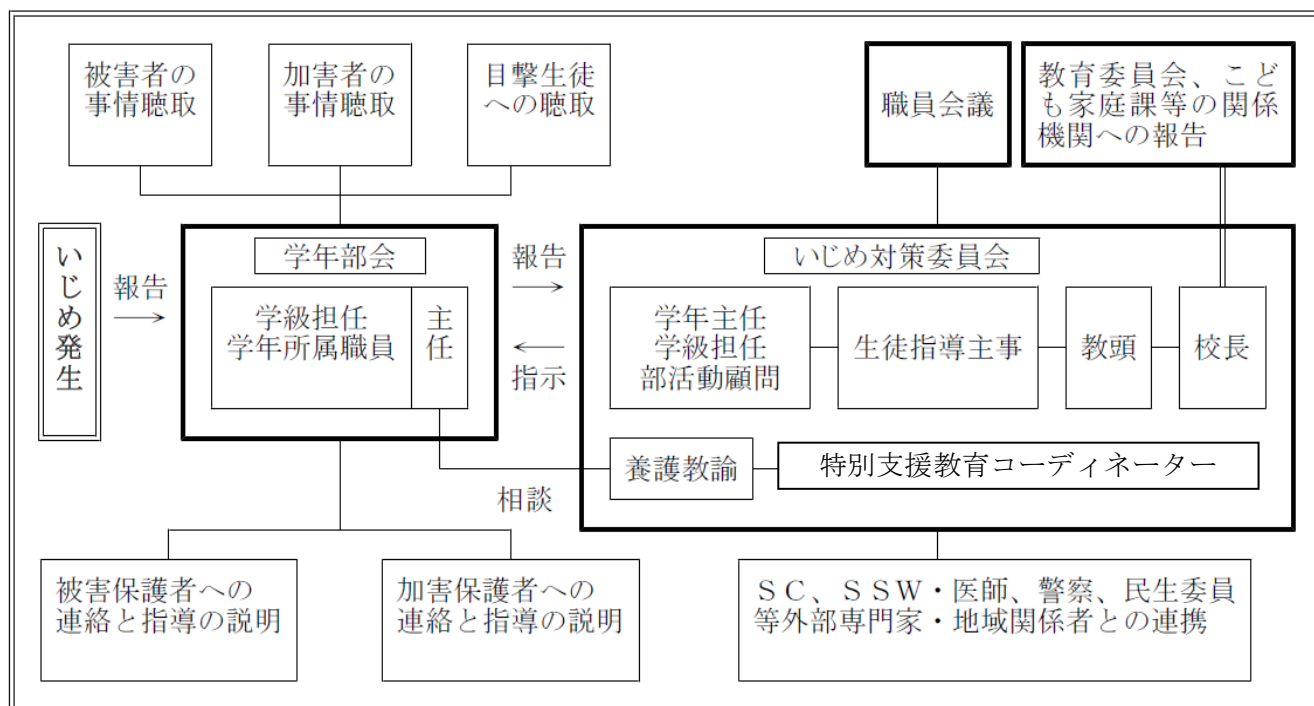
3 めざす生徒像

- 心豊かで思いやりのある生徒【徳】
- 向上を目指し意欲的に学ぶ生徒【知】
- 心身共に健康でたくましい生徒【体】
- 夢や目標に向かって努力できる生徒【志】

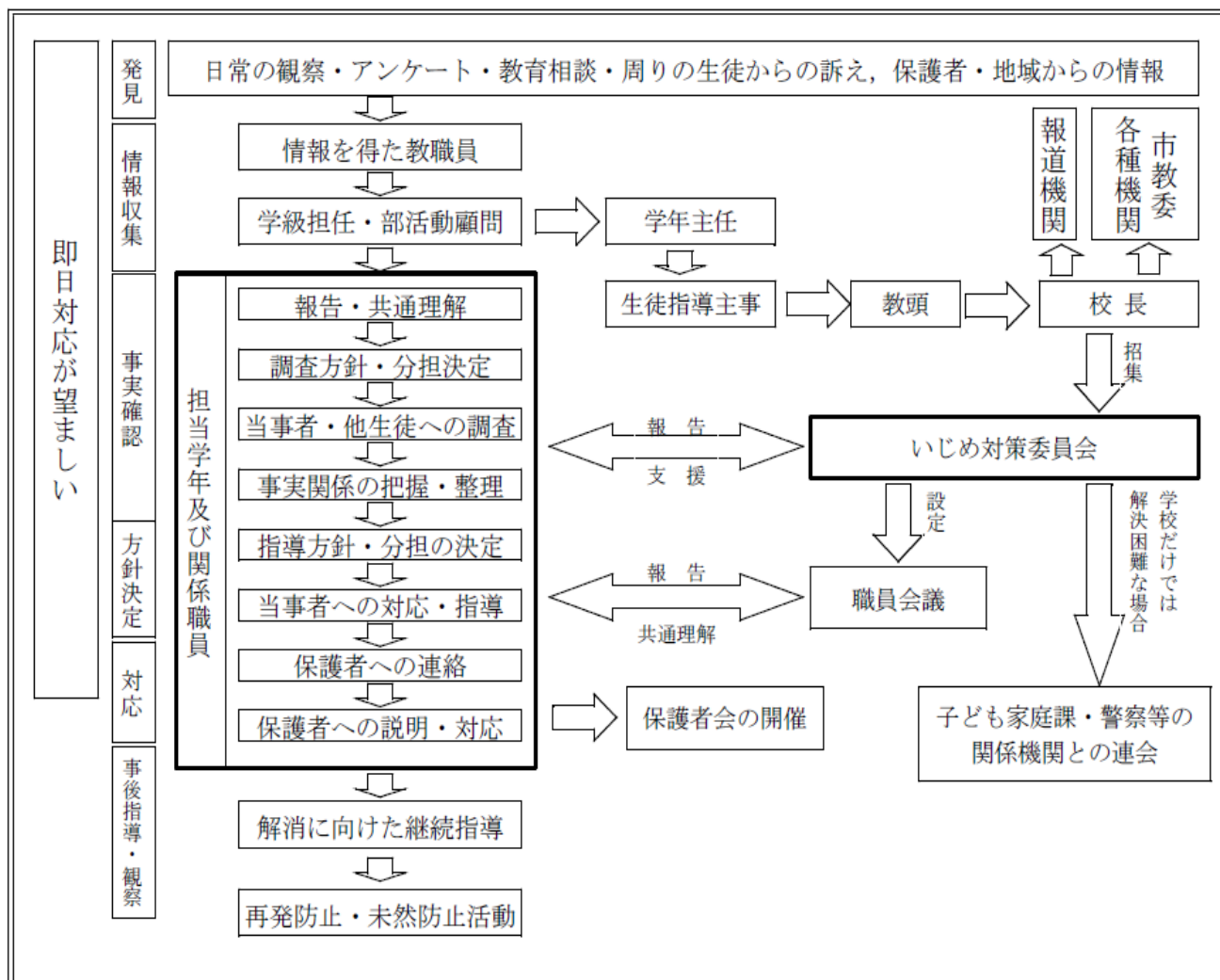
4 めざす学校像

- 活気に満ちた明るい学校
- 教育環境が整った清潔で安全な学校
- 保護者・地域に信頼される学校

5 いじめに防止に対する組織（いじめ対策委員会を含む）



6 いじめが起きた場合の指導体制



7 いじめに対する指導について

【定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①いじめの事案に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ②いじめの解消には迅速な対応が求められるため、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでその日のうちに行うことを基本とする。
- ③いじめた側の人権にも十分配慮し、感情にまかせた指導や尋問は慎む。
- ④いじめられた側といじめた側の意識にずれがある場合は、把握した事実をもとに双方に対応し、一方的な見解にならないようにする。
- ⑤表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して指導にあたる。
- ⑥SNSによる仲間はずしや誹謗・中傷など、通信機器によるトラブルにいじめにあたる。

いじめられた生徒に対して	いじめた生徒に対して	周りの生徒たちに対して
・事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 ・絶対に守ること、一緒に解決に向けて希望を持つことを伝える。 ・日頃の頑張りを評価し、自信を持たせる言葉をかけて自尊心を回復させる。	・いじめた気持ちや状況になった背景を聞き、いじめの内容について聞き出す。 ・いじめられた生徒の心情を理解させるとともに、自分の行動を反省させる。 ・いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で粘り強い指導を行う。	・はやし立てたり、見て見ぬふりする行為もいじめを肯定していることを認識させる。 ・いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを認識させる。 ・学級や学年全体の問題としてとらえ、傍観者からいじめの仲裁者への転換を目指す。

【生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合】

- 至急、いじめ対策委員会を招集する。必要に応じて各種機関とも連携を図り、必要と考えられる対策を講じ、対応に移る。学校の窓口を一本化する。
- 速やかに市教育委員会及び警察・こども家庭課等の関係機関に報告し、学校長が中心となって職員会議を設定し、事案についての共通理解と指導方針を確認する。
- 学級や学年の保護者に説明する必要の是非について協議し、必要であれば当事者の同意を得たうえで緊急保護者会を実施する。
- 報道機関への対応の窓口を明確にし、誠実な対応を行う。また、生徒の個人情報や不確かな情報の流出防止のための配慮を徹底する。

8 関係機関との連携

【PTA・地域との連携】	【専門機関との連携】	【生徒会との連携】
○家庭訪問、三者面談の実施 ○学校支援会議、授業参観、学年・学級PTAの実施 ○広報活動、地域行事の巡回指導の実施 ○朝のあいさつ運動への参加 ○各種講演会の実施	○SSW、児童相談所、こども家庭課、保健所などの福祉関係機関等との連携 ○吉崎病院等の医療機関との連携 ○民生委員、主任児童委員等との連携	○生徒会役員等による朝のあいさつ運動・ボランティア活動 ○平和学習・集会の実施 ○人権学習・集会の実施 ○生徒会活動を通じた自己肯定感の育成

9 いじめ問題に対する取組

未然防止についで	《人権教育の充実》 ○いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないということを理解させる。 ○生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。また、子どもの自己指導力の向上にも努める。 《道徳教育の充実》 ○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、子ども一人一人の考え方や感じ方、自分自身との違いを認識し、相手の心情を考えた言動ができる態度を育む。 ○心根が揺さぶられる教材や資料を通して、人としての気高さや心遣い等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止や生徒たちの自浄効果を高める。 《体験教育の充実》 ○ボランティア体験、職場体験学習、地域行事への参加など一般社会と関わる体験を通して、社会の一員としての存在感を体感させ、生きる力を育む。 《特別活動の充実》 ○行事等への取組を通して、級友との絆や協力に対する意識を高揚させ、活動の達成感を味わうことにより、よりよい人間関係の構築を図る。 ○通信メディアを介しての個人情報の書き込みやネットいじめに対する理解を深め、正しい使用法について生徒及び家庭に周知徹底する。メディア安全教室の実施。（年1回）
----------	--

早期発見について	《日々の観察》 ○休み時間や昼休み、放課後の生活を観察し、人間関係や行動の変化をとらえる。 ○生活ノートや学級日誌等を通して、学級の様子や日々の生活の様子を把握する。 ○朝の健康観察や保健室の利用等を通して、心身の健康状態に注目し、異変を感知する。 《教育相談》 ○教育相談期間を設定し、学校生活や友人関係、家庭での様子を把握するとともに、教師との信頼関係を構築する。 ○子供ＳＯＳダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン及びその他の各種相談窓口の周知を図る。 《実態調査》 ○学校生活に関するアンケートを月に一回実施し、情報を収集するとともにいじめを抑止する。 ○週に一度生徒指導部会を実施し、各学年の生活の様子や問題行動、不登校生徒達の情報の共有を図り、その対応を検討する。 ○週に一度特別支援部会を実施し、各学年の生活の様子や課題を、特別支援教育の視点から解決を図り、その対応を検討する。 ○学校として特に配慮が必要な生徒への、適切な指導及び支援を専門家の意見を踏まえながら実施する。特別な支援が必要な生徒が持つ特性等への理解を深め、個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報の共有に努める。
いじめに対する措置	《正確な実態把握》 ○いじめ発生の情報が入ったら、関係職員と情報を共有し、いじめ対策委員会に報告する。 ○当事者双方、周りの生徒から複数の教師で聞き取りを行い、いじめの全体像を把握する。 《指導方針の確立》 ○職員会議（学年会）で情報の共有を図り、指導方針を確認し、役割を分担する。 ○外部機関への報告や相談・協力が必要な場合は、いじめ対策委員会を窓口として対応する。 《生徒への指導・支援》 ○被害生徒の完全確保を行い、絶対に守るという意向を伝え、心配や不安を取り除く。 ○加害生徒には相手の苦しみや痛みを理解させ、行為や言動を反省させる。 《保護者との連携》 ○担任と学年職員は当事者宅に家庭訪問し、事例の詳細や指導内容、今後の対応を知らせる。 ○いじめの撲滅に向けて、学校の指導に理解と協力を依頼する。 《事後の対応》 ○人間関係の回復に努め、被害生徒が疎外感や孤独感を感じさせないよう周囲の生徒の配慮や協力を依頼する。 ○観察や面談及び指導を継続し、学年全体で見守る。
重大事態発生時の対処	《被害生徒への対応》 ○身体の安全の確保を図り、絶対に守るという意思を伝え、事実や心情を聞き出す。 ○達成感や充実感を伴う活動の場を設定し、自己存在感や自信の回復を促す。 《保護者への対応》 ○被害生徒宅を訪問し、生徒の様子といじめの実態を確認し、指導の進捗状況を説明する。 ○加害生徒の反省をもとに保護者にも事情を説明し、謝罪・解決への協力を依頼する 《関係機関への対応》 ○重篤ないじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言や支援を受ける。 ○解決が困難な事案については、警察や福祉関係、弁護士等の専門家へ相談する。 《マスコミ等への対応》 ○教育委員会等と連携した対応をし、窓口の一本化を図る。 ○個人情報への配慮、事実を的確に伝達し、未確認な事象については後日回答する。

10 年間計画

月	活動計画	月	活動計画
4	- 生徒指導基本方針の確認 - 特別支援体制の確認 - 配慮を要する生徒の把握と共通理解	10	職場体験学習
5	特別に配慮を必要とする生徒への対応について（支援計画作成に向けた研修）	11	- 合唱コンクール - 三者面談（3年生）
6	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成	12	- 授業参観、学級・学年PTA - 情報モラル講演会（外部講師）
7	- 長崎っ子の心を見つめる教育週間 - 道徳公開授業 - 学級・学年PTA	1	引継ぎシートの確認
8	- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の読み合わせ、共通理解 - 地域行事巡回（花火大会・温泉まつり）	2	- 教育相談（1・2年生） - 個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価
9	- 地域行事巡回（霞翠地区「秋まつり」） - 体育大会 - 個別の教育支援計画・個別の指導計画の中間評価	3	- 学年末評価 - 配慮を必要とする生徒の引継ぎ

※ いじめに関する生活アンケートは毎月実施

11 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

いじめ 解消の 要件	要件1	いじめに係る行為が止んでいる 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続している。（少なくとも3か月） ただし、<u>いじめの被害の重大性等</u>から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定する。
	要件2	被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。 いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するための、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを作成し、確実に実行する。 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

「いじめ」に対する対応リーフレット（勝中版）

（１）いじめられている子どもへの指導

「いじめ行為」そのものが、決して許されるものではないという視点に立ち、いじめられている子どもに寄り添う指導を心掛ける。

- ① いじめの事実を把握する。
 - 味方となって守ることを伝え、勇気を持って事実を話すように導く。
 - 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
- ② 不安を除去し、安全を確保する。
 - 全力でいじめから守ることを約束する。
- ③ 訴えること、相談することの重要性を伝える。
 - いじめを受けていることを人に訴えるのは恥ずかしいことではなく、正当な行為（教師や親に相談すること）であることの大切さを伝える。
- ④ 苦しみを受容する。
 - つらい思いなどを十分にくみ取る。
- ⑤ 活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
 - 長所を認め、その子どもの良さが発揮されるような機会をつくり、自他共に互いの良さを確認できるような援助を行う。
- ⑥ 対人関係の回復を支援する。
 - 交友関係を把握し、周りの生徒にも協力を要請するよう働きかける。
- ⑦ 自己肯定感の回復への支援を図る。
 - 積極的・意欲的に活動できる場を設定して、成功体験を積ませるなど自己肯定感を高める活動に取り組む。

（２）いじている子どもへの指導

いじている子どもに対しても、話しやすい環境や雰囲気を整え、事実を把握することから始める。

- ① いじめの事実を把握する。
 - 話しやすい内容から徐々に本題に入る。
- ② カウンセリング・マインド（尊敬・共感・勇気）
 - いじめは相手を傷つけ、苦しめる卑劣な行為であることを理解させる。
 - 差別的な見方や行為を決してしてはいけないことを理解させる。
 - 反省の言葉が出てきたら、その心情を援助するように努める。
 - 自ら謝罪を申し出たら、反省の心と勇気を認め、更に勇気付ける。
- ③ いじめは絶対に許さない厳しい姿勢が必要である。
 - 嘘やごまかしは絶対に許さない厳しい姿勢が必要である。
 - いじめられている子どもの周囲から聞いた事柄との事実確認をしっかりと行う。
- ④ 人権と生命の尊さを分からせる。
 - 差別的な見方や行為を自ら反省するように導く。
- ⑤ 健全な人間関係を育成できるように支援する。
 - 「対等な立場で」「相手の立場になって」考え、行動することが大事なことを理解させる。
 - グループ活動を通して、協力することの大切さを分からせる。
- ⑥ 教師との信頼関係をつくりあげる。
 - いじめとなる理由や欲求不満、精神的不安定の原因を取り除く。
 - 自らの行為を反省し、謝罪する意志が見られればその心情に共感し、今後の生活や活動に対する励ましの言葉を送る。
- ⑦ 指導を継続し、徹底させる。
 - 再びいじめ行為に至らないように、指導・観察・声かけを継続し、完全撲滅を図る。